

## 佐久市健康長寿産業振興推進協議会設置要領

## (設置)

第1条 佐久健康長寿プロジェクト推進会議（以下「推進会議」という。）と連携し、健康長寿の観点を取り入れた佐久市の産業振興の方策等について協議するため、佐久市健康長寿産業振興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 佐久市健康長寿産業振興ビジョン（以下「産業振興ビジョン」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 産業振興に係る事業に関すること。
- (4) 産業振興ビジョンの進捗管理に関すること。
- (5) 推進会議との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の職員又は代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (アドバイザー)

第4条 市長は、協議事項等について助言を受けるため、専門的知識等を有するアドバイザーを委嘱し、協議会へ出席させることができる。

2 アドバイザーに関し、必要な事項は会長が別に定める。

## (推進委員会)

第5条 協議会は、産業振興ビジョンに関し、具体的な検討及び作業・調査・調整を行うため、推進委員会を置くことができる。

2 推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は会長が指名する。

3 推進委員に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## (任期)

第6条 委員、アドバイザー及び推進委員（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、推進会議の委員として会議等へ出席し、協議会の協議事項等について推進会議と連携を図る。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、佐久市経済部商工振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

## 佐久市産業振興推進協議会名簿

名 称	所 属 団 体
委 員	佐久市工場協会
委 員	佐久ものづくり研究会
委 員	佐久平中小企業振興協会
委 員	佐久商工会議所
委 員	佐久商工会議所
委 員	佐久商工会議所
委 員	臼田町商工会
委 員	浅科商工会
委 員	佐久市望月商工会
委 員	学校法人佐久学園
委 員	学校法人佐久学園
委 員	(一社)佐久医師会
委 員	(有)ケーアンドケーメディカル
委 員	長野県佐久平総合技術高等学校
委 員	長野県
委 員	佐久市

### アドバイザー

名 称	所 属 団 体
アドバイザー	内閣府 内閣官房 健康・医療戦略室
アドバイザー	日本貿易振興機構長野貿易情報センター

### 推進委員（案）

名 称	所 属 団 体
推進委員	佐久商工会議所
推進委員	佐久商工会議所
推進委員	佐久商工会議所
推進委員	臼田町商工会
推進委員	浅科商工会
推進委員	佐久市望月商工会
推進委員	長野県工業技術総合センター
推進委員	(公財)長野県テクノ財団

